

R 6 介護保険施設等管理者研修会（集団指導）

高齢者の権利擁護について

茨城県保健医療部
健康推進課



● 高齢者虐待防止法の施行の経緯と概要 (1)

● 法律の目的(第1条)

- ①「**高齢者の尊厳の保持**」を大きな理念とする
- ②「尊厳の保持」を妨げる**高齢者虐待の防止**が極めて重要
- ③そのために必要な措置を定める

➡ **高齢者の権利利益をまもる**



「養介護施設従事者等」と施設・事業所の責務⁽¹⁾

●「養介護施設従事者等」とは

法律では「養護者」と「養介護施設従事者等」による高齢者(=65歳以上の人)への虐待を定義



●「養護者」とは

日常的に世話をしている家族・親族・同居人などの、高齢者を現に養護している人

●「養介護施設従事者等」とは

老人福祉法・介護保険法に定める養介護施設・事業所の業務に従事する人



「養介護施設従事者等」と施設・事業所の責務 (2)

● 養介護施設・事業所の責務

- ① 養介護施設従事者等へ研修を実施する
 - ② 利用者や家族からの苦情処理体制を整備する
 - ③ その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じる
- (高齢者虐待防止法第20条)

 **高齢者虐待の防止・発見・対応の責任は、従事者個々人の問題だけではなく、施設・事業所そのものにもある**

＊ 養護者から虐待を受けた高齢者の保護(「やむをえない事由」による措置)、養護者の支援(短期入所等)、地域の高齢者虐待防止ネットワーク等に協力する場合も



「高齢者虐待」の定義 (1)

●「養介護施設従事者等」による高齢者虐待

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(高齢者虐待防止法第2条第5項より)

身体拘束禁止規定と高齢者虐待の関係⁽¹⁾

● 身体拘束禁止規定と高齢者虐待

- 介護保険施設等では、利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するために「緊急やむを得ない」場合を除いて、**身体拘束その他の行動制限は原則禁止**（指定基準等による）



- 本人への精神的苦痛・身体機能の低下等の大きな弊害
- 家族・親族等への精神的苦痛、ケアを行う側の士気の低下



**「緊急やむを得ない」場合を除いて、
身体拘束は原則すべて高齢者虐待に該当**

（出典：厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』，2005）



身体拘束禁止規定と高齢者虐待の関係 (2)

●身体拘束に該当する具体的な行為の例

- 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

(出典:厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」『身体拘束ゼロへの手引き』, 2001)

身体拘束禁止規定と高齢者虐待の関係⁽³⁾

- 「**緊急やむを得ない**」場合と「**例外3原則**」
 - 「**例外3原則**」(①切迫性・②非代替性・③一時性)をすべて満たし、十分な手続きを踏んだ場合に限る
 - 記録に残すことが必要
(記録がない場合「身体拘束廃止未実施減算」が適用)
 - 適宜再検討を行い、情報開示・関係者間での共有を行う



身体拘束禁止規定と高齢者虐待の関係 (4)

●「例外3原則」と求められる手続き

例外3原則:3つの要件をすべて満たすことが必要

- ①**切迫性**:本人や他の入所者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ②**非代替性**:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代わりになる介護方法がない
- ③**一時性**:身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

慎重な手続き:極めて慎重に手続きを踏むことが求められている

- ①例外3原則の確認等の手続きを、「身体拘束廃止委員会」等のチームで行い、記録する
- ②本人や家族に、目的・理由・時間(帯)・期間等をできる限り詳しく説明し、十分な理解を得る
- ③状況をよく観察・検討し、要件に該当しなくなった場合はすみやかに身体拘束を解除する

(出典:厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」『身体拘束ゼロへの手引き』, 2001)

早期発見の責務と通報の義務 (1)

● 保健・医療・福祉関係者の責務

- 高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努める
(高齢者虐待防止法第5条第1項)

● 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」における通報の義務

- 虐待を受けたと「思われる」高齢者を発見⇒市町村へ通報

一般・・・生命・身体に重大な危険→通報義務

それ以外の場合→通報“努力”義務

養介護施設従事者等・・・自分が働く施設等で発見した場合、重大な危険の有無に関わらず、**通報義務**
(≠努力義務)が生じる
(高齢者虐待防止法第21条第1項)

早期発見の責務と通報の義務 (2)

● 守秘義務との関係 (高齢者虐待防止法第21条第6項)

● 通報等を行うことは、守秘義務に妨げられない

＊「虚偽」(虐待の事実がないのに嘘の通報等を行う)、「過失」(一般の人から見て虐待があったと「思った」ことに合理性がない)を除く

● 不利益取扱いの禁止 (高齢者虐待防止法第21条第7項)

● 通報したことによる不利益な扱い(解雇、降格、減給など)は禁止(虚偽・過失を除く)

● 高齢者虐待の問題を施設・事業所の中だけで抱え込まずに、早期発見・早期対応をはかるため

＊ 施設・事業所内で対応したことで、通報義務は消失しない

市町村・都道府県等の対応

● 窓口の設置

（高齢者虐待防止法第18条及び第21条第5項）

- 市町村等は、高齢者虐待に関する通報や相談、虐待を受けた高齢者本人からの届出を受け付け、その後の対応に結びつける窓口を設置する

● 通報等を受けた後の対応

市
町
村

- 高齢者の安全確認・緊急性の判断
- 通報等の内容の事実確認・訪問調査
- ケース会議の開催
- 介護保険法上の権限行使（市町村に権限がある場合）
- 都道府県への報告

都
道
府
県

- 高齢者の安全確認・事実確認（市町村と連携）
- 老人福祉法・介護保険法による権限の適切な行使
- 虐待の状況等の公表（毎年度）



12

高齢者虐待の現状

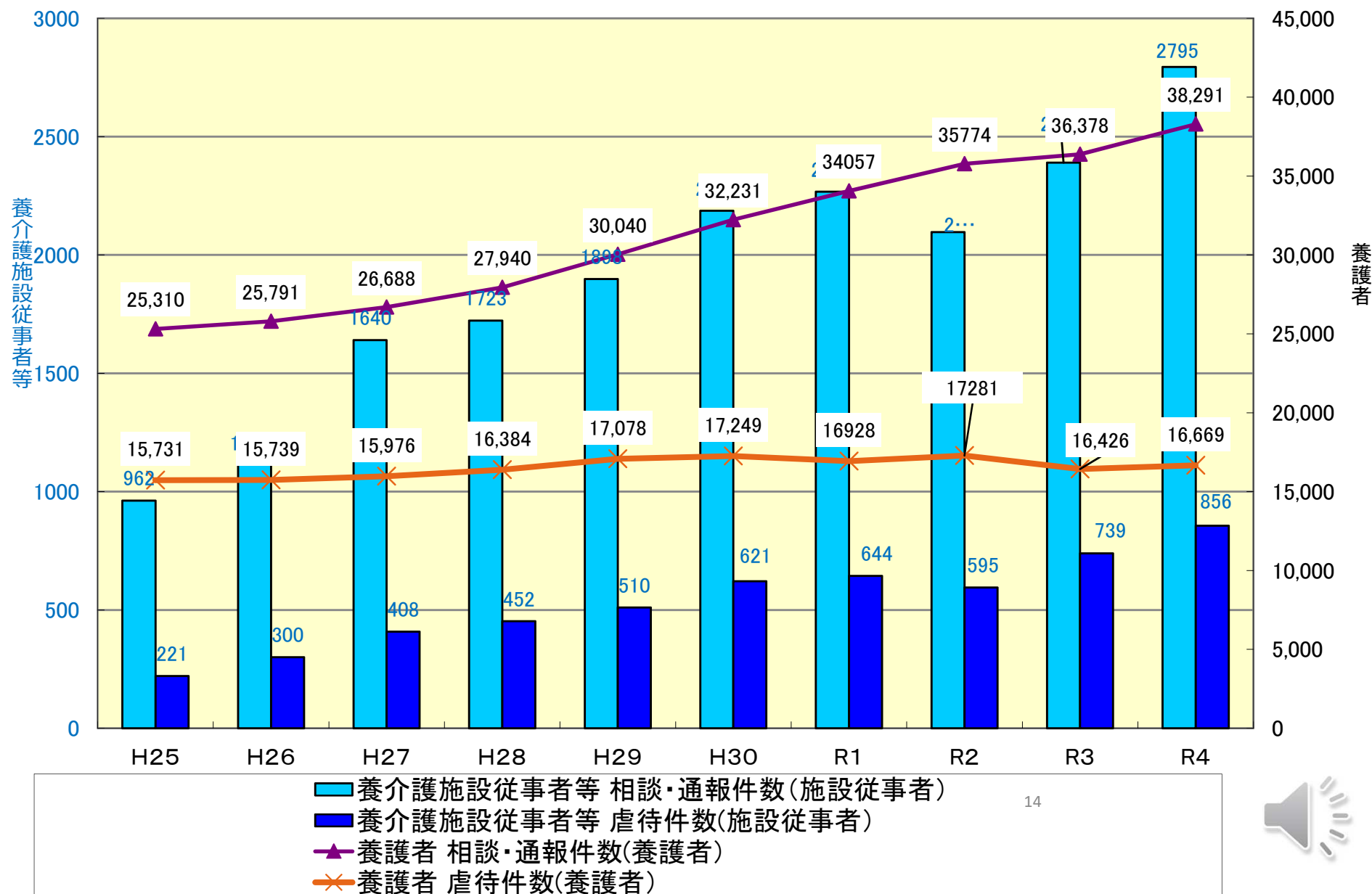
～養介護施設従事者等による高齢者虐待を中心に～

高齢者虐待防止法に基づく対応状況等
に関する調査(令和4年度)

令和5年12月22日 厚生労働省発表資料

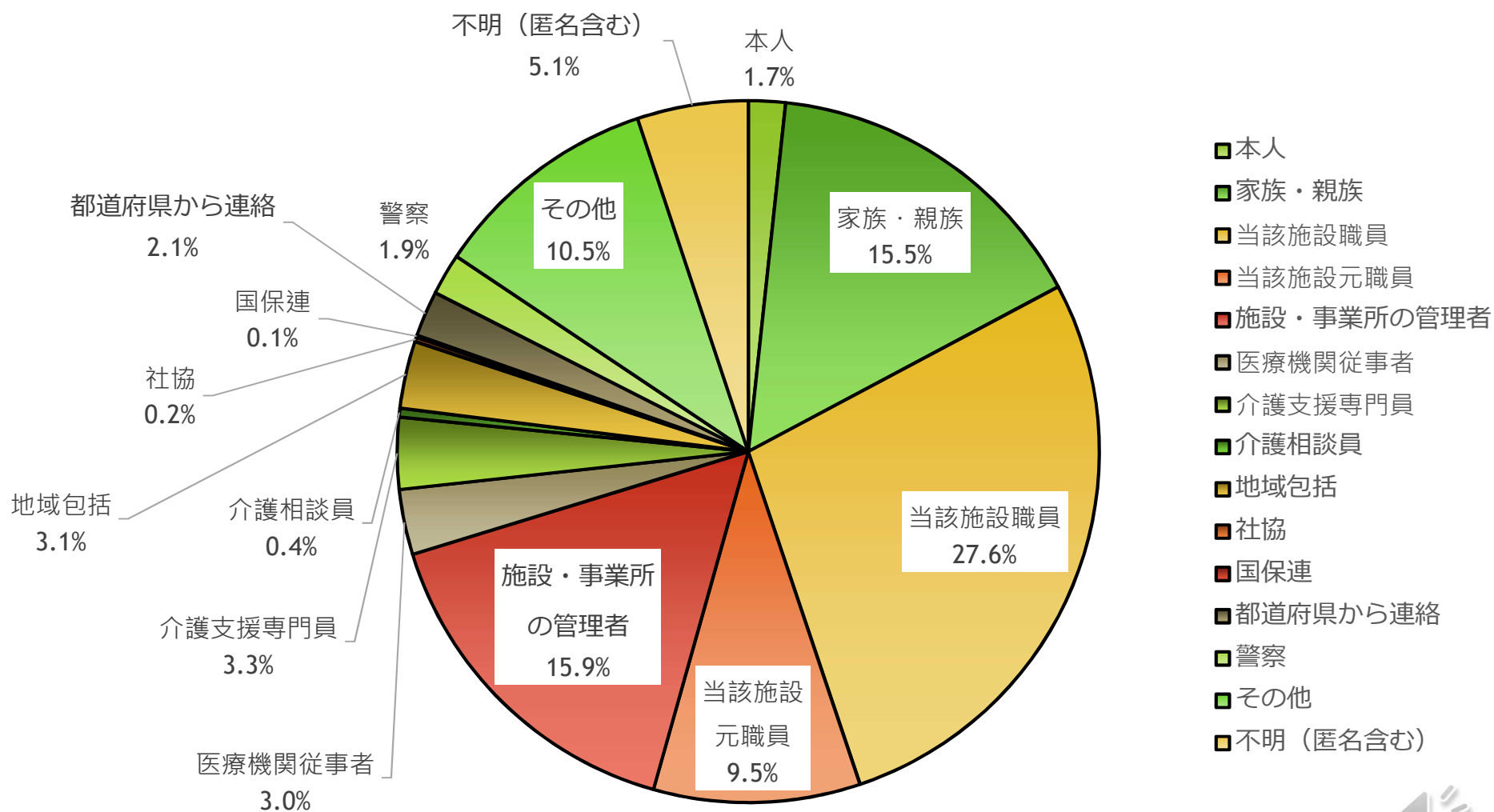


法に基づく対応状況等に関する調査結果(全国)



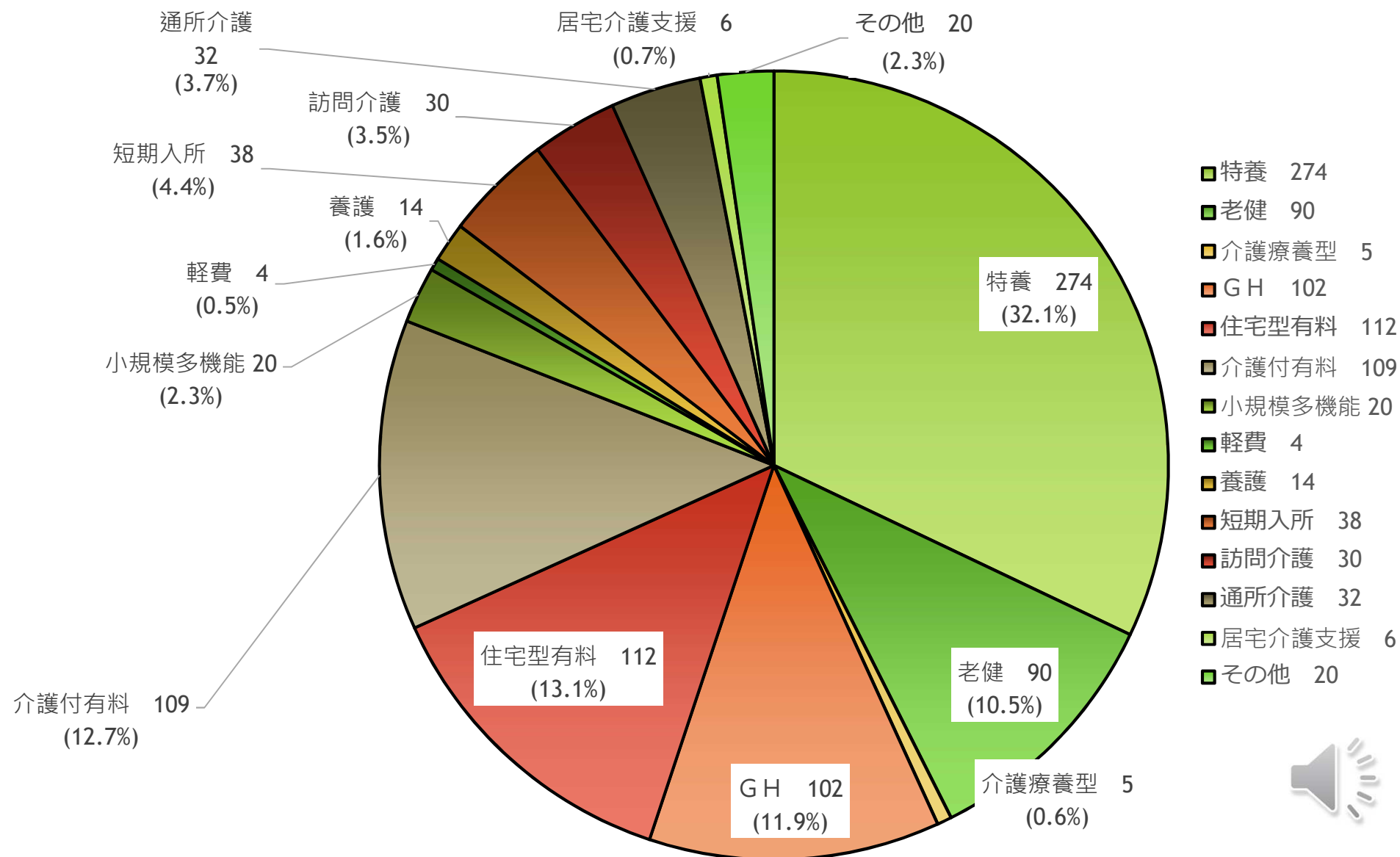
法に基づく対応状況等に関する調査結果①

養介護施設（全国 相談・通報者内訳）

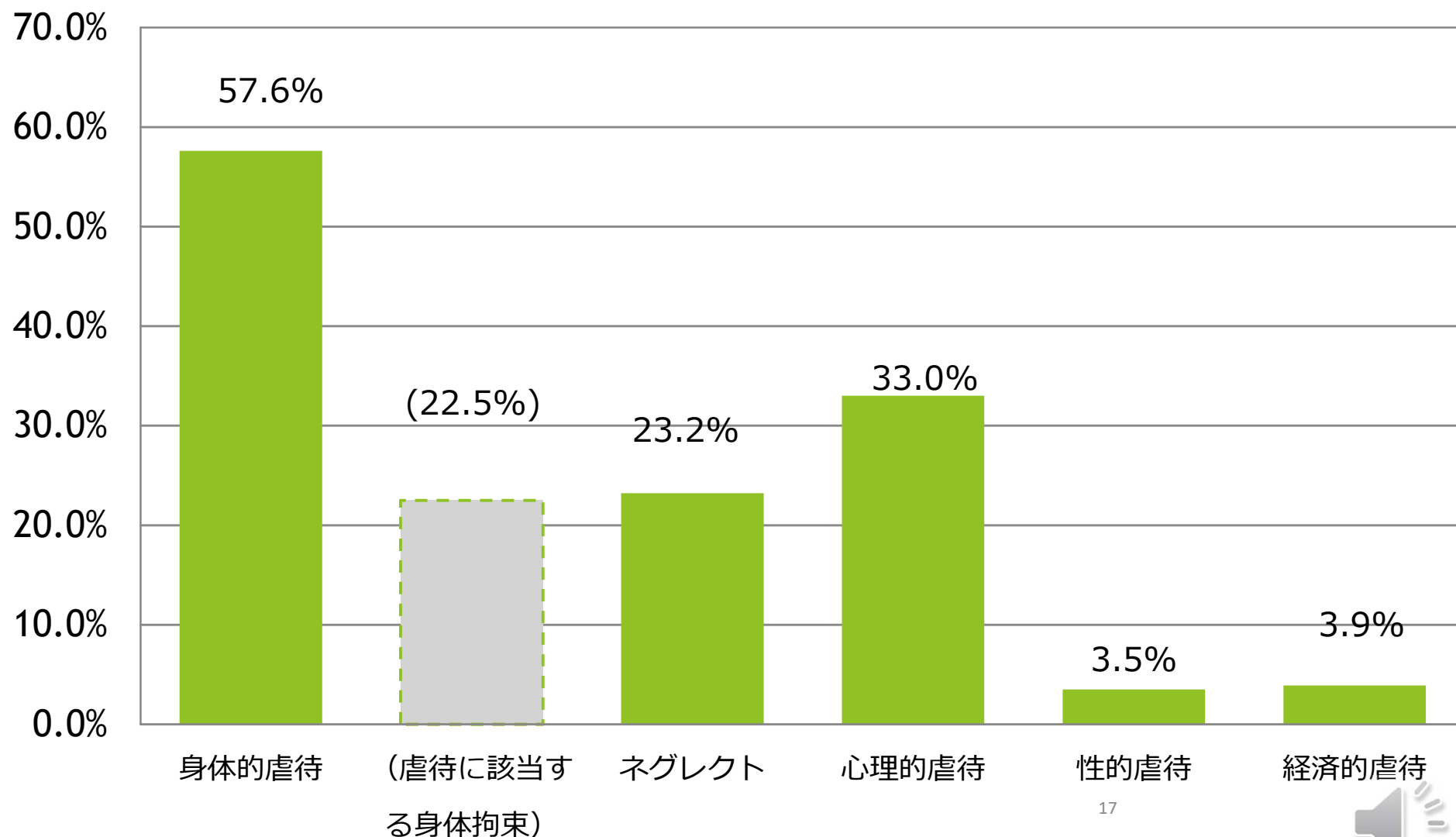


法に基づく対応状況等に関する調査結果②

養介護施設（全国 施設・事業所種別）



法に基づく対応状況等に関する調査結果③ 養介護施設（全国 虐待類型・複数回答）



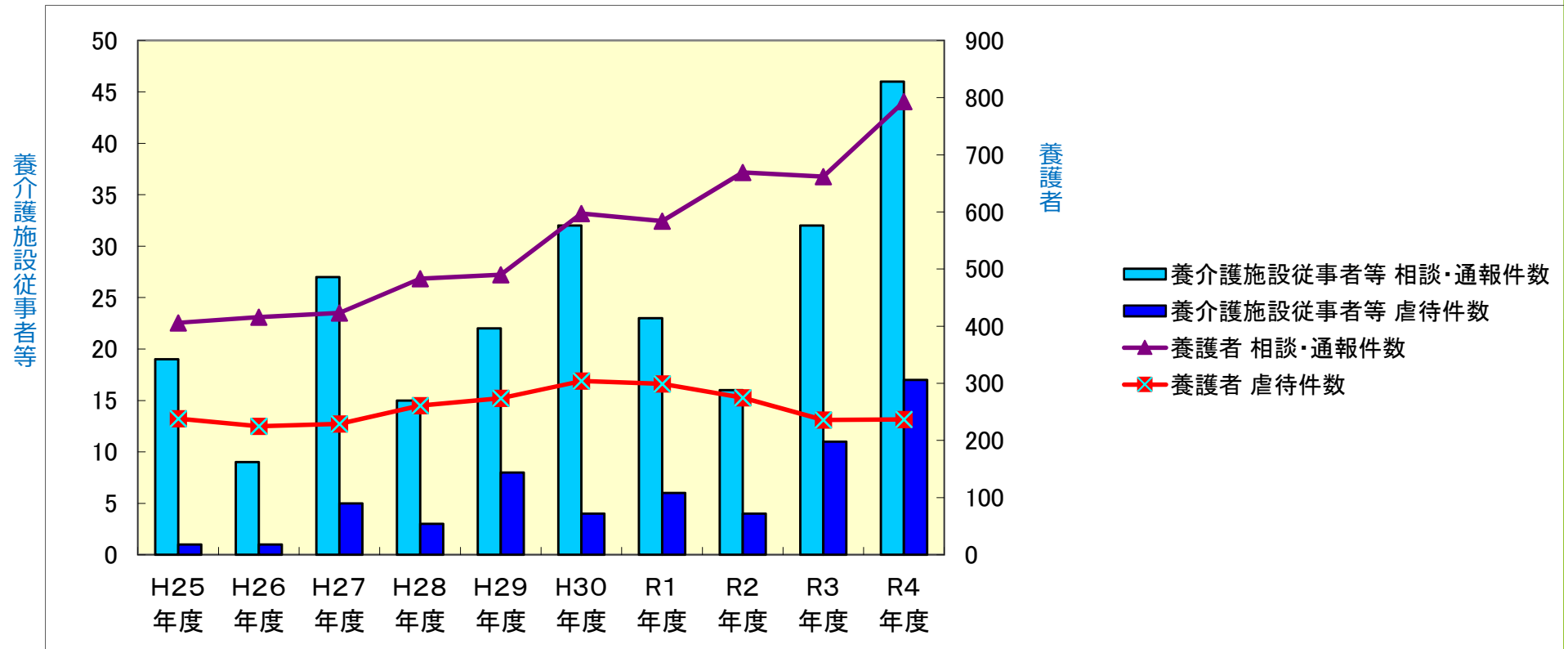
法に基づく対応状況等に関する調査結果④

養介護施設（全国 発生要因）

内容	件数	割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	480	56.1%
職員のストレスや感情コントロールの問題	197	23.0%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ、管理体制	193	22.5%
倫理観や理念の欠如	153	17.9%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	99	11.6%
虐待を行った職員の性格や資質の問題	85	9.9%
その他	30	3.5%

法に基づく対応状況等に関する調査結果(茨城県)

		H 2 5 年度	H 2 6 年度	H 2 7 年度	H 2 8 年度	H 2 9 年度	H 3 0 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
養護者	相談・通報件数	406	416	423	482	490	597	584	669	662	793
	虐待の事実が認められた件数	238	225	229	261	274	304	299	275	236	237
養介護施設従事者等	相談・通報件数	19	9	27	15	22	32	23	16	32	46
	虐待の事実が認められた件数	1	1	5	3	8	4	6	4	11	17



養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例（茨城県）

○養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた事例（令和4年度）

No	被虐待者の状況				虐待に対して 取った措置	養介護施設等の種別	虐待を行った 従事者の職種
	性別	年齢階級	要介護度	虐待の種別			
1	男	85～89歳	要介護1	身体的虐待	改善指導	介護老人保健施設	介護職
2	男	65歳未満障害者 2人	要介護3	心理的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職
3	女	90～94歳 1人	要介護4	心理的虐待	改善指導	介護老人保健施設	看護職
4	男	85～89歳	要介護4	身体的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職
5	女	90～94歳	要介護1	身体的虐待	改善指導	介護付き有料老人ホーム	介護職等
6	男 1人 女 1人	80～84歳 1人 75～79歳 1人	要介護3 2人	身体的虐待 心理的虐待	改善指導	認知症対応型共同生活介護	介護職等
7	女	不明	不明	心理的虐待	改善指導	介護老人保健施設	介護職
8	女	75～79歳	要介護3	性的虐待	改善指導	その他	介護職等
9	女	75～79歳 1人 90～94歳 1人	要介護4 2人	心理的虐待 1人 身体的虐待 1人	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職
10	女	90～94歳	要介護1	経済的虐待	改善指導	居宅介護支援事業所	管理職
11	女	80～84歳	要介護5	身体的虐待	改善指導	その他	介護職等



No	被虐待者の状況				虐待に対して 取った措置	養介護施設等の種別	虐待を行った 従事者の職種
	性別	年齢階級	要介護度	虐待の種別			
12	女	80～84歳	要介護4	身体的虐待	改善指導	有料老人ホーム	介護職等
13	女	90～94歳	要介護4	身体的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職等
14	男1人 女5人	65歳未満障害者 1人 75～79歳 2人 90～94歳 2人 不明 1人	要介護1 2人 要介護4 1人 要介護5 2人 不明 1人	身体的虐待 2人 心理的虐待 4人	改善指導	介護老人保健施設	介護職 看護職
15	女2人	75～79歳 1人 90～94歳 1人	要介護2 1人 要介護4 1人	身体的虐待 心理的虐待 介護放棄	改善指導	介護老人保健施設	介護職
16	女	90～94歳	要介護4 1人	身体的虐待	改善指導	有料老人ホーム	介護職員
17	不明	不明	不明	心理的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職等



養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止①

(1) 管理職・職員の研修, 資質向上

- 各施設内で職員への法制度、介護技術、認知症への理解を深めるための研修
- 職員のストレス対策（メンタルヘルスに配慮した職員面談、怒りの感情のコントロール等を含むストレスマネジメントに関する研修）
- 虐待事案が発生した場合の迅速な報告体制の整備

(2) 情報公開

(3) 苦情処理体制

(4) 組織的運営の改善



養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止②

令和3年1月25日厚生労働省令

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」

令和3年度から全ての介護サービス事業者に高齢者虐待防止体制整備が義務化

- ・ 委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること
- ・ 3年の経過措置期間を経て令和6年度～完全施行



茨城県の高齢者権利擁護対策

【職員の質の向上】

(1) 市町村職員等向け研修

- ＊ 市町村職員等対応力強化研修

委託先：県社会福祉士会

(2) 施設職員向け研修会の実施

- ＊ 看護実務者研修

委託先：県看護協会

- ＊ 権利擁護推進員養成研修

委託先：県老人福祉施設協議会

- ＊ 管理者研修



ご清聴ありがとうございました。

